

原付バイクの名義変更などの手続

手続は郵送でもできます。詳しくはホームページ「京都市情報館」を御覧いただくか、以下にお問い合わせください。

京都市 軽自動車税 お問い合わせ電話：075-213-5467

●京都市外のナンバーが付いている原付バイクを譲ってもらった場合

- ① 前の持ち主に廃車申告をしてもらい、名義変更手続用の「廃車証明書」の交付を受けてもらってください。
- ② 名義変更手続用の「廃車証明書」、必要事項を記入押印した「軽自動車税（種別割）申告書兼標識交付申請書」、本人確認書類のコピー及びレターパックプラス【赤色】（郵便局等でお求めください。レターパックライト【青色】は不可。）を御用意のうえ軽自動車税事務所（分室）に郵送してください。新しいナンバーをレターパックプラスで返送します。

●京都市ナンバーが付いている原付バイクを譲ってもらった場合

前の持ち主の廃車申告（ナンバー返納）と、新しい持ち主の税申告（ナンバー交付）が、郵送で同時に手続できます。

（↓ 宛先などの詳細はコチラから ↓）



京都市 軽自動車税 名義変更

検索

←QRコードからアクセス



●原付バイクを廃棄する場合

必要事項を記入押印した「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」、ナンバープレート、本人確認書類のコピー、切手を貼った返信用封筒を御用意のうえ、軽自動車税事務所（分室）に郵送してください。

（↓ 宛先などの詳細はコチラから ↓）



京都市 軽自動車税 廃車

検索

←QRコードからアクセス



区役所・支所では手続できませんので御注意ください。